

# 在日外国人幼児児童生徒に関する指導指針（概要版）

「人権教育基本方針」に基づき、多文化共生の視点に立って、在日外国人幼児児童生徒の自己実現を図ることを支援するとともに、すべての幼児児童生徒が互いに尊重し合い、豊かに共生する学校や地域社会をつくることをめざして、「在日外国人幼児児童生徒に関する指導指針」を策定します。

## I 指導に当たっての重点項目

- 1 韓国・朝鮮と日本のかかわりについては、幼児児童生徒に歴史的経緯や社会的背景を正しく理解させ、在日韓国人・朝鮮人にに対する民族的偏見や差別意識の解消に努める。
- 2 互いの国の生活や固有の文化・歴史等について正しい認識を持ち、「ちがい」を「ちがい」として認め、相互の立場を理解し合い、共に学び、共に育つよう、仲間づくりに努める。
- 3 在日外国人幼児児童生徒が民族的偏見や差別にうちから、民族的自覚と誇りを持ち、自己実現を図ることができるよう支援する。  
なお、本名の正確な表記や発音は、在日外国人幼児児童生徒が自己実現を図るという意味において大切なことであるから、本名の使用については保護者や本人と十分に話合うよう努める。
- 4 在日外国人幼児児童生徒に関する教育をより充実させるため、教職員の指導力の向上に努めるとともに、教職員一人一人が、指導者自身の人権意識が学習者にとっての重要な学習環境であるという認識に立って、自己研鑽と人権意識の高揚に努める。
- 5 進路指導にあたっては、懇談等を通して、本人や保護者との意思疎通を図り、個に応じたガイダンスの充実に努める。

## II 書類等の取扱いについて

- 1 在日外国人幼児児童生徒の指導要録の取り扱いについて
  - (1) 幼児児童生徒の氏名（名前）について 外国人登録証明書に記載されている氏名（名前）・本名を記入し、氏名（名前）のふりがなは、できるだけ母国語に近い読み方で片仮名を用いて記入すること。通称名があるときは（　　）で併記しておくこと。
  - (2) 編入学について 外国にある学校等から編入学した場合、その年月日、学年及び事由等を「入学・編入学等」の欄に記入すること。
- 2 在日外国人幼児児童生徒の卒業証書等の氏名（名前）の記載について  
卒業証書には、本名が記載されることとなる。卒業式での呼び方等については、卒業式前に保護者や本人とよく協議して決定する必要がある。
- 3 在日外国人幼児児童生徒の学校園生活における指導上の留意点について  
在日外国人幼児児童生徒が、日本人でないというだけで差別されたり、いじめられたりして、毎日の学校園生活を暗い思いで過ごしていることがあってはならない。  
原則的には、次の諸点に留意して指導に当たることが大切である。
  - (1) 学級においては、幼児児童生徒一人一人を大切にし、相手の身になって考え、相手のよさを見つけようと努め、お互いに協力し、助け合う仲間づくりをめざし、幼児児童生徒相互の好ましい人間関係を育てることに努める。
  - (2) 人権教育全体計画や年間指導計画等に在日外国人幼児児童生徒にかかる教育課程を位置づけるなど、系統的・計画的な指導を行う。
  - (3) 「本名」「通称名」の使用については、保護者、本人の気持ちを十分尊重し、相互の理解を深めながら、形式的・一方的な扱いにならないように配慮する。
  - (4) 在日外国人幼児児童生徒が本名を名乗ることにより、また文化や生活習慣の違いなどが起因となり、疎外感を感じたり、いじめやからかいを受けたりすることがないよう留意する。
  - (5) 日本語理解が不十分な在日外国人幼児児童生徒の受け入れに当たっては、担任任せにならないよう、学校園あげての指導体制をとり、一人一人に応じた指導内容を工夫する。
  - (6) 「在日外国人にかかる問題」の解決はまさに、「日本人の問題である」という基本認識に基づいて、多文化共生の視点に立った人権教育を進める。

S63. 11 「在日外国人に対する偏見をなくすために」

H18. 4. 1 「在日外国人幼児児童生徒に関する指導指針」

H29. 6. 19 一部変更